

1 5 県単事業関係

(1) 県単農村整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国庫補助の対象とならない小規模な土地改良事業（農業の振興を図る地域の中）について県が単独に補助し、農業用施設の整備を行い、併せて農業の近代化と農村環境の改善を図ることを目的としています。

一定地域の決定

1 かんがい排水事業

(1) かんがい排水施設の保全事業であって次のすべてに該当するもの

- ア 受益戸数が2戸以上であるもの
- イ 維持管理事業でないもの
- ウ 揚水機事業では恒久的な施設であるもの
- エ 工種が用排水路、ため池、取水施設、用排水機であるもの

(2) 農業用排水路等で水難事故防止に必要な安全施設を設置するもので次のすべてに該当するもの

- ア 受益戸数が2戸以上であるもの
- イ 当該経費が40万円以上のものであること。

2 農道整備事業

農道又は農道橋の新設又は改修で次のすべてに該当するもの。

(1) 受益戸数が2戸以上

延長：100m以上～500m未満、かつ有効幅員：3.0m以上

(2) 構造が永久的で3.0m以上の有効幅員をもつ農道橋の架け替え

(3) 市町村道及びその性格をもつものを除く

1 5 県単事業関係

3 ほ場整備事業

(1) 農地等について行う区画整理事業であって、

受益面積：5 ha 未満

受益戸数：2 戸以上

(2) 工種が区画整理、用排水路、農道、暗渠排水、客土、換地であるもの

4 暗きょ排水事業

(1) 農地について行う暗きょ排水事業であり、

受益面積：5 ha 未満

受益戸数：2 戸以上

(2) 完全暗渠であるもの

5 客土事業

農地について行う客土事業であって、

(1) 受益面積：5 ha 未満

受益戸数：2 戸以上

6 水田畑地化対策支援事業

転作作物の湿害を回避するため、田面排水小溝（素堀）や落水箱を設置する事業であって、次の各号の全てに該当するもの。

(1) 過去にほ場整備事業又はこれに類する基盤整備事業を実施し、暗渠排水等の地下排水対策が既に実施されているもの。

(2) 受益戸数が2 戸以上で、かつ、前年度に2ha 以上連担団地化して麦、大豆等土地利用型作物を作付けたもの。

7 水田農業改革支援事業

上記のかんがい排水、農道整備、ほ場整備、暗渠排水及び客土の各事業について、実施する工種要件を満足するとともに、次の各号の全てに該当するもの。

1 5 県単事業関係

- (1) 受益地内に、地域水田農業ビジョンで位置づけられた地域振興作物の作付け（大豆・麦・そば・飼料作物は 1ha 以上、園芸作物の露地は 50a 以上、ハウスは 20a 以上）が計画されていること。
- (2) 土地利用型作物の場合、事業実施により 1ha 連担が確実であること。

8 ふるさと環境整備事業

水路・道路等の環境保全機能を生かし、自然とのふれあい等を重視した施設を土地改良事業と一体的に整備するものであって、次の各号のすべてに該当するもの

- (1) 農業振興地域であり、農業農村整備事業等を実施又は実施予定の地域内であるもの。
- (2) 国道、県道、一級河川に関するものでないこと。
- (3) 1 地区の事業費が 500 万円以上であること。
- (4) 工種は修景保全施設（植栽、カラー舗装、擬木柵、門等）、親水施設（遊水池、自然石等利用の護岸工、階段工、魚類保全水路等）、連絡道、緑道、広場、その他特認施設。
- (5) 工事主体は市町村及びその他知事が適当と認めたものであること。

9 農地造成改良事業

- (1) 未墾地からの農地への開墾造成、既墾地からの樹園地・飼料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを適当とする農地の改良のための事業であって、次の各号のすべてに該当するもの。

ア 受益面積が 5ha 未満で、かつ、受益戸数が 2 戸以上のもの。

イ 牧道幅員は 3.0m 以上であるもの。

ウ 工種が開墾、整地、抜根、深耕、客土、農道、営農飲雑用水施設、土壌改良（資材）であるもの。

- (2) 草地の造成又は改良及び牧道の整備をする事業であって、次の各号のすべてに該当するもの。

1 5 県単事業関係

- ア 受益面積が 5ha 未満で、かつ、受益戸数が 2 戸以上のもの。
- イ 牧道幅員は 3.0m 以上であるもの。
- ウ 工種が土層改良、整地、土壌改良（資材）、雑用水施設であるもの。

1 0 農業水利施設整備補修事業

農業水利施設整備補修事業であって、次の各号のすべてに該当するもの。

- (1) 国、県、団体営事業等により造成された農業水利施設整備の補修事業とする。
- (2) 当該事業に要する経費で、当該経費 40 万円以上であること。

事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、共同施行者、農地保有合理化法人、その他知事が適当と認めるもの。（ふるさと環境整備については市町村）

補助率

事業名	県費
下記以外	45%以内
ふるさと環境整備	50%以内
水田畑地化対策支援	

留意事項

A～Iいずれの場合でも、測量試験費、用地買収、補償費等は、補助の対象としません。

（つまり、測量試験費、用地買収、補償費は、地区によっては、事業費の相当部分を占めるケースがあり、小規模土地改良事業工事の施工が圧迫されるので、事業主体は申請時にはこれらの対応を完全に責任をもって手当しておいてください。）